

盛岡市男女共同参画推進条例について

令和元年5月28日

市民部

性別及び性的指向並びに性自認等（以下「性別等」という。）にかかわりなく、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会を実現するため、基本理念、責務、審議会の設置等について定めた「盛岡市男女共同参画推進条例（案）」を、令和元年6月市議会定例会に提出するにあたり、その内容について報告するものである。

1 条例制定にいたる現状・背景・課題・目指す姿

(1) 市のこれまでの取組と成果

ア 計画策定と女性施策を中心とした事業の着実な実施

新盛岡市女性行動計画～なはんプラン21～（H7）、盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン～（H17）、第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはんプラン2025～（H27）

イ 主な成果

- (ア) もりおか女性センター開設（H12）、盛岡市配偶者暴力相談支援センターの設置（H21）
- (イ) 市審議会等における女性委員登用率の増加（H7：11.6%→H30：30.6%）
- (ウ) 女性センターの利用者数増（H15：11,749人→H30：25,036人）
- (エ) 潜在的なDV被害者の相談件数の増（H12：413人→H30：1,541人）

(2) 背景（社会の変化）

ア 女性活躍推進法（H27）、働き方改革関連法、政治分野の男女共同参画推進法（H30）施行。

イ 世帯構成の変化（核家族、共働き世帯の増等）、労働慣行の見直し（長時間労働等）、性別による役割分担イメージ等の変化（男性は仕事、女性は家庭等）。

ウ 性的指向及び性自認等に関する社会的関心の高まりと、理解と支援の機運醸成の必要性。

エ 国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国内外の機運の高まり（目標5「ジェンダー平等を実現しよう」）。

オ 自治体における男女共同参画条例制定状況（H31.4.1現在）

- (ア) 県庁所在地47自治体中 制定済43(92%)、未制定4(8%)（盛岡市・秋田市・高松市・徳島市）
- (イ) 中核市58自治体中 制定済47(81%)、未制定11(19%)（盛岡市・秋田市・高松市ほか）
- (ウ) 岩手県内自治体中 制定済6（岩手県、大船渡市、金ヶ崎町、花巻市、奥州市、北上市）

(3) 市民・事業所の意識

現状と課題把握のため、意識調査や市民・関係団体等との意見交換会を実施した。

ア 「市民アンケート調査（男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について）」

（平成 30 年 8 月実施、対象数 2000 人、有効回収数 842 人、回答率 42.1%）

イ 「盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査（岩手県立大学地域協働研究）」

（平成 30 年 9～11 月実施、対象数 635 事業所、有効回収数 89 事業所、回答率 14.0%）

ウ 男女共同参画関係団体、市民等との意見交換会

（平成 31 年 1～3 月にかけ 3 回実施、参加者数のべ市民 21 名・関係団体 10 団体）

エ 条例骨子案のパブリックコメント・関係団体との意見交換会・市男女共同参画推進懇談会

（パブリックコメント：平成 31 年 4 月 18 日～令和元年 5 月 7 日実施、個人 10 人、団体 1 団体より意見）

（意見交換会：平成 31 年 4 月 25 日、令和元年 5 月 7 日実施、参加団体計 10 団体）

（市男女共同参画推進懇談会：平成 31 年 4 月 23 日実施、参加委員 12 人）

(4) 意識調査等から浮かび上がった課題

ア 性別だけでなく、性的指向・性自認など多様な性も含めた人権尊重意識のさらなる向上。

～女性だけでなく、男性、さらに性的少数者も含めた人権尊重意識と、多様な生き方・暮らし方のニーズへの対応が必要である。

イ 人口減少・少子高齢化の進展や、人々の価値感の多様化などの社会情勢の変化への対応。

～人口減少・少子高齢化が加速する将来において求められる、持続可能な地域社会の形成の重要性と必然性に鑑みた、あらゆる人の活躍促進を意識した取組が必要である。

ウ 依然として残る、性別等による固定的な役割分担意識や社会制度、慣行等の解消。

～未だに強固に根付き、かつ時代の変化に対応しきれていない、性別等に関する固定的な価値感や慣習・無意識の偏見等を、スピード感を持ち強力に変革する必要がある。

(5) 目指すべき社会の姿

ア 性別等に関わらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会。

イ 男女共同参画を共通認識とし、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な社会。

(6) 目指す社会の実現に向けた手法

ア 市の男女共同参画社会実現への強い意思と姿勢を明確に表明するため

イ 市の男女共同参画に対する長期の方針の明示と、施策の強力かつ継続的な推進を図るため

ウ 意識と行動の変化への強力な働きかけの加速を図るため

これらの要素を満たすために

盛岡市男女共同参画推進条例

を制定しようとするもの

2 条例（案）の内容

(1) 基本理念

- ア 性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- イ 性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を發揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- ウ 性別等にかかわりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- エ 性別等にかかわりなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。
- オ 性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

(2) 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

ア 市の責務

- (ア) 男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施
- (イ) 男女共同参画の推進に関する施策の実施に係る市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携

イ 市民の責務

- (ア) 男女共同参画についての关心及び理解の深化
- (イ) 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- (ウ) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

ウ 事業者の責務

- (ア) 事業活動における男女共同参画の推進
- (イ) 雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保
- (ウ) 労働者がワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の整備
- (エ) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

エ 教育関係者の責務

- (ア) 男女共同参画の推進において果たす役割が重要であるとの認識の下での教育の実施
- (イ) あらゆる教育の場における男女共同参画についての意識の形成に向けた取組の実施
- (ウ) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

(3) 禁止事項等

- ア 性別等による人権侵害の禁止
- イ 性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないようにする努力義務

(4) 男女共同参画の推進に関する基本体制

- ア 市町村男女共同参画計画の策定及び公表

- イ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表
- ウ 男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等の必要な体制の整備

(5) 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

- ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- イ 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施における基本理念の配慮
- ウ 男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進
- エ 市民、事業者及び教育関係者に対する啓発活動の実施及び推進月間の創設
- オ 教育及び学習の振興及び人材育成のための教育及び研修の機会の充実
- カ 市民等の自発的な活動を促進するための措置
- キ 活動に参画する機会に性別等による格差が生じているとみられる場合の措置
- ク 附属機関の委員の任命又は委嘱における男女の数の均衡
- ケ 災害への対応等における男女共同参画の視点を踏まえた施策の推進
- コ 性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人の支援及び措置
- サ 性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
- シ 性別等による人権侵害に関する相談対応
- ス 市が実施する施策に関する苦情の対応

(6) 盛岡市男女共同参画審議会

- ア 所掌事務
 - 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- イ 組織
 - 委員12人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者、関係団体に属する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- ウ 任期
 - 委員の任期は、2年とする。
- エ 部会
 - 盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に部会を置くことができる。
- オ 招集
 - 審議会は、市長が招集する。
- カ 庶務
 - 審議会の庶務は、市民部において処理する。

3 施行期日

公布の日

4 今後のスケジュール

(1) 条例関係

令和元年 6月 6月市議会定例会へ条例案提出

(2) 第2次盛岡市男女共同参画推進計画改訂・盛岡市女性活躍推進計画策定関係

令和元年 8月 骨子案作成、審議会等意見聴取

令和元年 11月 素案作成、審議会等意見聴取、パブリックコメント実施（12月）

令和2年 2月 庁議、全員協議会、市長決裁（3月）

参考 各種意識調査、市民・関係団体等との意見交換会について

(1) 「市民アンケート調査（男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について）」

(平成 30 年 8 月実施、平成 31 年 1 月報告書、対象数 2000 人、有効回収数 842 人、回答率 42.1%)

ア 男女の平等感について

「男女の地位は平等になっていない」と思う人の割合が男女とも 6 割以上（過去調査最高）。※20 年間の調査期間において、各種制度が浸透してきている状況を含め、多くの市民の男女共同参画推進への関心の高まりが反映されたものと考えている。

イ 女性活躍推進・男性家庭地域参画について

「女性の就業継続のための支援制度の充実」「男性の家事育児等参画のための職場・上司の理解の推進」など、職場での取組や意識改革を求める声が 7 割以上。

ウ 行政が力を入れるべきこと（上位 5 項目）

「育児介護中の就業継続や復帰支援（87%）」「男女共に働き方の見直し（73%）」「男女共同参画理解の学習や啓発の充実（51%）」「政策決定の場への女性の積極的登用（49%）」「男女共同参画に関する法令等の充実（47%）」

(2) 「盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査（岩手県立大学地域協働研究）」

(平成 30 年 9~11 月実施、平成 31 年 3 月報告書、対象数 635 事業所、有効回収数 89 事業所、回答率 14.0%)

ア 事業所が抱える課題（上位 2 つ）

「多様な人材活用のための管理職の認識・意識向上」「一般女性社員の意識改革」

イ 市に求める支援（上位 3 つ）

「保育介護等サービスの充実」「スキルアップセミナー開催」「先進的取組事例紹介」

ウ インタビュー調査による女性活躍推進の課題

「女性が抱く女性活躍推進のイメージの多様さ（良・悪・プレッシャー・とまどい 等）」

「女性社員の遠慮・不安・自信のなさ（機会・経験・ロールモデル少ない 等）」

(3) 男女共同参画関係団体、市民等との意見交換会（男女共同参画推進に必要な視点）

(平成 31 年 1~3 月にかけ 3 回実施、参加者数のべ市民 21 名・関係団体 10 団体)

ア 社会…人権尊重意識、セクシュアル・ハラスメント等の禁止、多様な性の理解、政治分野の男女共同参画（女性議員の増）、拠点施設、災害対応における男女共同参画視点

イ 家庭…家事育児介護を夫婦で分担、対等なパートナーシップ、固定観念の排除

ウ 地域…町内会における男女共同参画（役員の均衡、行事の役割分担等）

エ 教育…教育関係者の責務の重要性、子どもたちへの男女共同参画・人権・DV 防止・L G

B T 教育、職員対象の研修等の重要性

オ 職場…男性育児休業取得推進、イクボス推進（上司の理解）、女性の意識改革、待機児童解消、両立支援体制整備、ワーク・ライフ・バランス、長時間労働是正、賃金格差解消

(4) 条例骨子案のパブリックコメント・関係団体との意見交換会・市男女共同参画推進懇談会

（パブリックコメント：平成 31 年 4 月 18 日～令和元年 5 月 7 日実施、個人 10 人、団体 1 団体より意見）

（関係団体意見交換会：平成 31 年 4 月 25 日・令和元年 5 月 7 日実施、参加団体計 10 団体）

（市男女共同参画推進懇談会：平成 31 年 4 月 23 日実施、参加委員 12 人）

ア 骨子案全体について

「条例ができること・性的少数者を含めた条例をつくることを歓迎する、うれしい」
「ジェンダー平等を基本に、性的指向や性自認など多様性も範囲にいれたものを心から歓迎。国内諸施策や国際的な人権水準に沿うものであり、LGBT を含む全ての人の安心に」
「市民意識に大きな影響を与える、LGBT に偏見を持つ人達への意識変革の契機になる」
「希望を与える・一層の推進を期待・一人ひとりの人権尊重し住みやすい盛岡に」
「骨子案作成の一連のプロセスで、市民など多様なステークホルダーを巻き込み進めたことは重要で歓迎、制定後も実効的に推進するよう引き続き協働したい」

イ 責務について

「教育関係者の責務が入っていることを歓迎、高く評価する」

ウ 禁止事項等について

「(性的指向・性自認への偏見について) 理解の促進を図ることが非常に重要」

エ 基本的施策について

（拠点施設）

「現在設置済みの施設名称（もりおか女性センター）の明記」

（災害対応）

「防災・災害・復興対応について、男女共同参画の視点、人権尊重の視点で取り組む重要性の強調（東日本大震災を経験した県都として）」

（積極的改善措置）

「市附属機関委員の男女数の均衡だけでなく、性自認を含む多様性の確保」

盛岡市男女共同参画推進条例の概要

目的

性別及び性的指向並びに性自認等（以下「性別等」という。）にかかわりなく、全ての人が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、基本理念、市・市民・事業者・教育関係者の責務等について定めるもの。

基本理念

人権の尊重

多様な生き方の選択

政策・方針等決定過程への機会の確保

ワーク・ライフ・バランスの実現

性と生殖に関する理解と尊重

責務

市民（努力義務）

- ◇男女共同参画の理解
- ◇社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ◇市推進施策への協力

事業者（努力義務）

- ◇事業活動における男女共同参画の推進
- ◇雇用上の均等な機会及び待遇の確保
- ◇ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた職場環境整備
- ◇市推進施策への協力

教育関係者（努力義務）

- ◇教育が果たす役割の重要性を認識し教育を実施
- ◇あらゆる教育の場における男女共同参画意識形成の取組の実施
- ◇市推進施策への協力

禁止事項

- ◇性別等による人権侵害（DV・性別等によるハラスメント・差別的取扱など）
- ◇性別等による人権侵害に当たる表現、固定的な役割分担を反映させた表現

市（実施義務）

- ◇男女共同参画の推進施策の策定と実施
- ◇市民、事業者、教育関係者、国・他自治体等との連携

基本体制（市）

- ◇男女共同参画計画の策定と公表 ◇施策の実施状況の公表 ◇全庁推進体制の整備

基本的施策（市）

- ◇情報収集と提供 ◇施策策定及び実施時の基本理念への配慮 ◇拠点施設の機能充実と活用
- ◇啓発活動 ◇意識形成のための教育及び学習の振興・人材育成
- ◇市民等の自発的な推進活動の促進 ◇積極的改善措置・市附属機関の委員男女数の均衡
- ◇男女共同参画視点の災害対応 ◇性別等に対する理解促進 ◇相談・苦情申出への対応